災害拠点病院通信機能強化事業費

 補助金交

 受付要

災害拠点病院通信機能強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、災害時においても安定した通信体制を確保するため、災害拠点病院等(以下「補助事業者」という。)が実施する衛星携帯電話の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率又は補助額)

- 第2条 前条に規定する事業に対する補助率又は補助額は、次のとおりとする。
 - (1) 次表の第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1) により選定された額と基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (3) (2) により選定された額に次表の第4欄に定める補助率を乗じた額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を交付額とする。

1 補助事業者	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
基幹災害拠点病院	360千円	衛星携帯電話の整備に要する次の経費	10/10
基幹災害支援病院		(電話機本体及びオプション購入費、ア	
地域災害拠点病院		ンテナ工事費、初期登録費用)	

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

- 第3条 補助事業者は、知事が別に定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地 方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額の うち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として 控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に よる地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以 下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明ら かでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

- 第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書(様式第2号)

を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 知事は、第3条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

- 第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。

(財産の処分の制限)

第7条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第5 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算 して5年間、整備保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに、知事に報告しな ければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年9月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

山梨県知事 殿

所在地団体名代表者名印

災害拠点病院通信機能強化事業費補助金交付申請書

このことについて、災害拠点病院通信機能強化事業を別紙計画書のとおり実施したいので、災害拠点病院通信機能強化事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 経費所要額調書(様式第1号の1)
 - (2) 事業計画書(様式第1号の2)
 - (3) 収支予算書
 - (4) その他参考となる書類 (見積書、計画図面など)

山梨県知事 殿

所在地団体名代表者名印

災害拠点病院通信機能強化事業費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった災害拠点病院通信機能強化事業費補助金について次のとおり変更したいので、災害拠点病院通信機能強化事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 変更内容

山梨県知事 殿

所在地団体名代表者名印

災害拠点病院通信機能強化事業費補助金事業(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった災害拠点病院通信機能強化事業費補助金について次のとおり(中止・廃止)したいので、災害拠点病院通信機能強化事業費補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 (中止・廃止)理由

2 (中止・廃止) 内容

(様式第4号)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

山梨県知事 殿

所在地団体名代表者名印

災害拠点病院通信機能強化事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった災害拠点病院通信機能強化事業費補助金の対象事業を完了したので、災害拠点病院通信機能強化事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書(様式第4号の1)
- 3 事業実績報告書(様式第4号の2)
- 4 添付書類
 - (1) 収支決算(見込)書
 - (2) 契約書の写し
 - (3) 写真
 - (4) その他参考となる資料

(補助金の振込口座)

金融機関名	本・支店名		口座種別	
口座番号	口座名義(フリガナ	•)		

山梨県知事 殿

所在地団体名代表者名印

財産処分承認申請書

災害拠点病院通信機能強化事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のと おり処分したいので、災害拠点病院通信機能強化事業費補助金交付要綱第7条第2項に基 づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

山梨県知事 殿

所在地 団体名 代表者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった災害拠点病院通信機能強化事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、災害拠点病院通信機能強化事業費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績報告額

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額

金

- 3 添付書類
 - ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書(別紙)
 - 消費税及び地方消費税確定申告書
 - ・その他参考となる書類

2

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

- 1 施設名
- 3 施設の所在地

開設者氏名

- 4 補助事業名
- 5 県補助金確定額
- 6 概要
 - (1)課税売上割合
 - (2) 仕入控除税額

経 費 所 要 額 調 書

(補助事業者名

(単位:円)

総事業費	寄付金その	差引額	対象経費の	県補助金	選定額	県補助所要額	備考
	他の収入額	(A)-(B)	支出予定額	基準額			
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

- (注) 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。
 - 2 「対象経費の支出予定額」欄には、要綱第2条に定める対象経費の実支出額を記入すること。
 - 3 「選定額」欄には、(C)、(D)及び(E)を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - 4 「県補助所要額」欄には、(F)に記載された額に要綱第2条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

事業計画書

- 事業内容
- (1) 施設整備
- 工事場所
- 施工期間
- 整備費内訳

(単位:円)

費目	数量	単 価	金額	備考 (工事の内容等)
合 計				

(2)機器整備 (単位:円)

品 名	規格	数量単価	金額	納入予定時期	設置場所	備考
合 計						

経 費 所 要 額 精 算 書

(補助事業者名

(単位:円)

総事業費	寄付金その	差引額	対象経費の	県補助金	選定額	県補助金	備考
	他の収入額	(A)-(B)	支出額	交付決定額		所要額	
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

- (注) 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。
 - 2 「対象経費の支出予定額」欄には、要綱第2条に定める対象経費の実支出額を記入すること。
 - 3 「選定額」欄には、(C)、(D)及び(E)を比較し、最も少ない額を記入すること。ただし、算出された額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

事業実績報告書

- 事業内容
- (1) 施設整備
 - ・工事場所
 - 施工期間
 - 整備費内訳

(単位:円)

費目	数量	単 価	金額	備考 (工事の内容等)
合 計				

(2)機器整備 (単位:円)

品 名	規格	数量単価	金 額	納入日	設置場所	備考
合 計						

病院が、県補助金基準額を上回る事業を実施す る場合の記載例です。

経 費 所 要 額 調 書

(補助事業者名 ○○病院

(単位:円)

							(十1元・11)
総事業費	寄付金その	差引額	対象経費の	県補助金	選定額	県補助所要額	備考
	他の収入額	(A)-(B)	支出予定額	基準額			
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	
500,000	0	500,000	500,000	360,000	360,000	360,000	

(注) 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。

(様式第1号の1)

- 「対象経費の支出予定額」欄には、要綱第2条に定める対象経費の実支出額を記入すること。
- 「選定額」欄には、(C)、(D)及び(E)を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 4 「県補助所要額」欄には、(F)に記載された額に要綱第2条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未 満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第1号の2)

事業計画書

○ 事業内容

(1) 施設整備

• 工事場所 ○○病院

・施工期間 平成23年○月○日~平成23年△月△日

• 整備費内訳

• 整備費內訳				(単位:円)
費 目	数量	単 価	金額	備考 (工事の内容等)
アンテナ設置及び配線工事	1式	200,000	200,000	屋上へのアンテナ設置工事及び
				屋上からから○○室までの配線
				工事
合 計		200,000	200,000	

(2)機器整備 (単位:円)

品 名	規格	数量	単 価	金額	納入予定時期	設置場所	備考
電話機本体及びオプション		1式	300,000	300,000	平成23年〇月	〇〇室	オプション品
品							の内訳は別紙
							を参照
合 計			300,000	300,000			

(参考様式)

平成 年度災害拠点病院通信機能強化事業費補助金 歳入歳出予算書(抄本)

1 収入の部 (単位:円)

項目	金額	備考
県補助金	360, 000	
合 計	360, 000	

2 支出の部 (単位:円)

項目	金額	備考
資産購入費	300,000	
施設改良費	200,000	
合 計	500,000	

- ※ 項目の名称は各事業者が使用する会計科目名に適宜修正してください。
- ※ 上記の例は、360,000 円の県補助金と140,000 円の自己負担で、500,000 円の補助事業 を実施する場合の記載例です。

この抄本は、予算書の原本と相違ないことを証します。

平成 年 月 日

補助金交付申請者名

印